

税、再評価税及び登録税につきまして、農地の交換の場合とおおむね同様な特例を設けましてその負担を軽減するごとにし、又塩田を買い換える場合及び袋待網漁業又はまき網漁業の整理によりて船舶を沈船し、又は売却する場合の所得税及び再評価税につきまして、農地を買い換える場合及び小型機船底びき網漁業の整理の場合と同様の特例を認めて、その負担の軽減を図ることと致しているのであります。なお、漁船損害補償法の改正によつて漁船の満期保険制度が設けられることに伴いまして、満期保険に付された漁船については、その積立保険料を減価償却費となして特別償却をすることを認めるごとしているのであります。

更に、最近におきまする国際海運の状況に顧み、新造される外航船舶につきまして、今後五年間のうちに行われる所有権の保存登記及びその建造資金貸付のため抵当権の取得の登記に対する登録税を軽減することとし、旧船舶との共有に係る船舶の共有持分の内、国に引き継がれたものを他の共有人に移転する場合の登記に対する登録税を所有権の保存登記のみに軽減することといたしております。

右のはか旧再評価を行なつたものにつきまして減価償却資産の再評価差額の内に耐用年数が三十年以上の資産に係る再評価差額が五割以上占めます場合には、今後納付すべき旧再評価税は今後五年間に均分して納付することができることといたしますと共に、更に航空機用揮発油に対する揮発油税の免除期間を延長し、又新築家屋に対する特別償却の期間の延長を行う等最近の情勢に応じて所要の改正を行うことと

いたしているのであります。

第二に、通行税法の一部を改正する法律案について申上げます。

通行税につきましても、今国会に提案せられております所得税法、法人税法等の改正と同様に、三百円未満の利子税額等を徴収しないこといたしま

すとともに、重加算税額の計算の基礎となる通行税額には隔へい又は仮装さ

れていない事実に基く税額を含まないことにいたしてあります。

第三に、酒税の保全及び酒類業組合等に対する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

酒税の保全及び酒類業組合等について申上げます。

酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律につきましては、前国会で御審議願つたのであります。その施行の状況に鑑みますと、酒類製造業及び酒類販売業につきましても、企業合理化等のための金融を容易にすることが必要であると考えられるのであります。

が、このためには業者団体を通じて資金の融通が行われるようになります。

金の融通が行われるようになりますと、金の融通に鑑みますと、酒類業組合等のための金融を容易にすることが必

要であると考えられるのであります。

が、このためには業者団体を通じて資

本会計に属する「公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員」に支給され

ルコール専売事業及び郵政事業の各特

別会計に属する「公共企業体等労働関

係法の適用を受ける職員」に支給され

ます。本件につきましては、先般

午前はこの程度で休憩し、午後は一

時より再開いたしました。

午後零時十分休憩

する規定に所要の改正を加えることを

内容としたものであります。

その概要を申上げますと、先ず現行

の予算の弾力性に關する条項を改正し、予算に需要の増加、経済事情の変

動その他予測することができない事態

に順応し得る弾力性を与えたとともに、予算の流用及び繰越に関する制限

を緩和いたしまして事業經營の一層の

円滑化を図ることいたしました。

次に、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したことによつて生じました金額のうちその一部を予算の定めるところに

より、大蔵大臣の承認を受けて特別の給与として給与総額にかかわらず支給

することができるよういたし、又専

売納付金の計算に当りましては、たな

どして積み立て、決算上不足を生じま

した場合は、先ずこの会計の積立金をもつて補足することとしたのであ

ります。

最後に、印刷局特別会計法等の一部

を改正する法律案につきまして御説明

申上げます。

造幣局、印刷局、国有林野事業、ア

ルコール専売事業及び郵政事業の各特

別会計に属する「公共企業体等労働関

係法の適用を受ける職員」に支給され

ます。また、業務に係る現金の取扱に関する規則及びその他の予算の形式、内

容、手続の規定等について所要の改正

を加えました。

第五に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について御説明申上げます。

以上申上げましたが、この六法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

以上申上げましたが、この六法律案を提出いたしましたのが、この六法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三

法律の一部を改正する法律案、以上三法律を一括議題として順次内容の説明を聽取いたしました。

この会計においては、外国為替相場の変動等に伴い損失を生ずる懼れがあり、これに備えますため、当該剩余金の内、必要な金額を積み立てること

午前十一時二十六分速記中止

午後零時九分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め

午前はこの程度で休憩し、午後は一時より再開いたしました。

午後零時十分休憩

午前はこの程度で休憩し、午後は一

時より再開いたしました。

午後零時十分休憩

午前はこの程度で休憩し、午後は一

時より再開いたしました。

午前はこの程度で休憩し、午後

寄与しようということでありまして、誠に結構ではありまするが、併しながらお今后の計画或いは又貿易の見込み等につきまして、十分に伺つて私どもの審議の参考に資したいと思う次第であります。先ず山際副総裁からお話を伺い、次いで通産省、外務省の御当局から御説明を伺い、更にその補足といたしまして、お三人の参考人のかたがたから伺つて、然るのち質疑をいたしたいと、こう存じます。つきましては、先ず山際副総裁より御説明を願います。

○参考人(山際正道君) 従来のプラン

ト輸出等の趨勢並びに現在並びに将来

の見通し等に關しまして、それが問題

の中心になろうと思ひます。詳細は

通産省のおかたも見えておりますの

で、御説明を頂くことが適當かと思ひ

ます。私は大体銀行の仕事の面に

おきまして、今後どういうふうに発展

して行くであろうかという点をやや具

体的に申上げて御参考に供したいと考

えます。

プラント輸出引合の状況は極く最近

に至りまして、これが伸展のために必

要と考えられるいろいろな条件がだん

だん好転いたして参つております。そ

の結果、現在引合の状況は相当活潑に

参つておるよう思われるのですが、い

まして、自然契約が成立いたして参る

ものも相当有望視せられて参つておる、或い

と思うのでござります。即ち価格の点

におきまして、漸次国内価格と国際

価格とが接近をして参つておる、或い

は又プラント輸出をいたしますのに好

適な国々に対して、通商協定が逐次成

立つておる、或いは各國が一昨年、

昨年来とつておりました輸入制限の措

の各種の輸出振興諸方策と併せまして、この際万全の態勢を以てこの最も大事と思われる一両年を何とか十分なる發展の下に過して行きたいと考えておる次第でござりまするので、どうか今申上げました諸点を今後における特徴として特におつかみ頂きまして、いま暫く時間を持きまして、かかる態勢の下に業界一体となつて努力をしておられますとのあとをいま暫く見守つて頂きたい。これが私どもの衷心の希望でございますので、この際併せて申上げる次第でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に通商産業省の重工業局長葦澤君に発言を許します。

○政府委員(葦澤大義君) プラント類の輸出状況につきまして、只今山際副総裁からの御説明がありましたが、我々の見るところを更に附け加えて御説明を申上げたいと思います。

プラント類の輸出を通産省としましても非常に車く見ておりますゆえんのものは、やはりこの重化學工業としまして総合的な工業の代表的なものになるのでありますて、一つのプラントが完成いたしますにつきましては、単にその主要部品のメーカーだけではなくて、あらゆる部品附属装置等の広く関連産業に亘る振興の問題になります。典型的なものでありますので、工業の振興の上から申しまして最も重点をおかるべきゆえんのものがここに一つはあると思うのであります。更にこういうものが輸出をされまして、これはほかの種類のものにおいても同じでありますようけれども、それが国内の需要のコストの引下げ、又延いてそれが次の輸出のコストの引下げというも

のに相関連して参るということにあります。重要性があらうかと思うのであります。只今御説明がありましたように、二十六年におけるこれの輸出実績が八千七百万ドル、二十七年がこれは大分減りまして三千五百八十万ドルというふうに減少いたしましたのであります。こういう情勢を今申上げましたような観点から是非本年においては回復したい。更に回復をいたすのみならず、本年度の輸出総金額十三億ドルの中に於けるプラント輸出の一応の予想金額といたしまして、一億四千万ドルという数字を盛込んでおるわけであります。昨年一応この減少しましたものが今年それだけ出る予想があるだろうかといふことが先ず問題になるわけであります。現在の引合状況から先ずこれを見ますと、現在我々の調査いたしました引合の金額は三億七千八百三十八万ドルに上つております。この引合が無論全部が全部実現するとは思われませんので、これを一応内容に亘りましていろいろ検討いたしまして、なか／＼予想はむづかしいのでございまますが三分の一ぐらいの一億四千万ドルというものに圧縮した計画を立てておるわけでございます。このプラント輸出の可能性が出来て来るか出て来ないかというのは、やはり短い間ですぐであります。即断はなか／＼できないのでありますて、大体六ヵ月から長いものは二年引合から契約の成立するまでにはかかるのであります。が、副総裁からもおるわけであります。が、副総裁からも万ドルの引合の中から今年度の計画と今お話をありましたように、西欧或いはイギリス等日本の輸出市場における

る競争国においてもこの点には相当力を入れておりますので、通産省としてもこれを手放しにこの輸出の増進というものを見送るわけには参らんというふうにも考えられますので、いろいろこのプラント輸出の増進につきましての考え方を検討いたしておるのであります。先ず第一に輸出入銀行の金利の引下げ、これは現在五分になつておりますが、これを三分にするとかあるいは輸出信用保険料の引下げをいたしますとか、或いは税制面から西欧等においてもとつておる考え方なのであります。が、助成措置をするというような考え方も検討をいたしまして目下これが実現につきましてそれべく折衝をいたしておりますのであります。が、更にこのプラント類の輸出増進の上に私どもは最も必要なことは実際にその現物を海外の需要諸国において見てもらいまして、これが引合に応じて現地において説明ができ、或いは又すでに納入したものにつきまして從来のように売出しでなくして、そのあとをプレスしまして実際に納入したプラント類の成績を売込んだほうから更にプレスして見て廻るということが非常に大事なことである。これは海外の経済調査に行つて来られましたかたんどの異口同音に述べられたところでありまするが、競争諸国は相当そういう点について力点を置きまして需要国の主要都市のみならず、相当邊縫の地までそういった現物を持つての実際に即応した啓蒙、販売、宣伝というようなものに力点を置いておられるのに反しまして、我が国はなか／＼そこまで手が及んでいないのでありまするが、これは一つには先ほど申上げましたように、引

合から契約の成立までに相当長日数を要するわけでありまして、その間の費用がなかなか／＼メーカーなり貿易商において単独では負担し切れないという点があつたのであると思われますが、そういう面においても今度の本年度予算については七千万円計上いたして、不成立予算において三千万円の金額を倍額以上に増額されたのであります。が、そういつた面から重機械輸出相談室とまあ一応仮称の名前をつけておりますが、これを大体六カ所ぐらいに設置いたしまして、今申上げましたようなことに力点をおいて参りたいということですが、これで大体六カ所ぐらいいに設置いたしまして、今申上げましたような計画は私どもは実現できるのじやないかということを考えておるわけであります。これが引合状況から見ました状況であります。これが引合状況から見ました状況であります。現に通商協定がそれ／＼結ばれておるのであります。アルゼンチン、パキスタン、台湾、タイというようなところとの通商協定から見ました貿易計画によつて見ましても、プラント類として通商協定による輸出だけでも一億四百九十万ドルという額に上つております。更に鉄鋼製品につきましても、輸出入銀行の融資の対象としての幅が拡がりますと、更に八千五百九十万ドルというものが予想されるの方をいたしておるわけであります。そこにはほかにも先ほど割合から御説明がありましたが、投資額、或いは東南アジアの経済協力関係からゴアの

鉄鉱石かこのような形式たと思うのですが、あります。我が一応の計画といふものから見ましても、八十億円ぐらいのものが予想されるのであります。こういうようなものを総合して見ますと、我々の一応の計画といふものは達成できることと思うのであります。更にこれが引続きまして、来年或いはその翌年というように、ここがプラント輸出の非常に重要な時期であるということを痛感いたしておるわけであります。のみならずこの競争が相当激しくなりまして、先ほども御説明がありましたが、買手市場になつておりますので、支払条件が厳つい条件のものが相当やはりさんで来ております。これはやはりそれだけの資金力がないと、そういう支払条件には応じ得られないので、支払条件が厳つい条件のものがなければならぬわけであります。競争国がそういった面において相当進出をいたしておりますので、そういう面におけるやはり措置といふのがなければならぬと考えておるのであります。こういつたものもやはりその根本は、一輸出入銀行の資金的な措置がとられるメークーあるいは貿易商だけの資力によることはもとより、市中銀行のみの金融ベースによつては、到底その根底を培うことはできないと私ども考えておる次第でございます。概略でござりますが、御説明を終ります。

Digitized by srujanika@gmail.com

国との貿易の構成図を相当長い間のチャートにとつてみますと、商品の構成の仕方が少しづつ変つて来てる。これは急カーブではございませんけれども、徐々に変更しておるということを認め得るのでございまして、その度合はやはり今までの大宗でございました織維類が少しずつ減りまして、重工業品のほうが上昇カーブを描いて来ておるということが認め得るようであります。その現われは只今澤君からも御説明がございました通り、我が國が結んでおりますトレード・アグリーメント、貿易協定でございますが、その中に必ずプラントもの、船、その他の重工業品の要求が非常に多いということは、只今仰せになつた通りでございまして、アルゼンチンの五千万ドルを初めといたしまして、東南アジア諸国との通商協定その他にも必ずマシーナリィ・イクイップメントというものが入つておるが、現に最近参りましたユーローの使節も、日本から數千両ドルに上るプラントものの輸出を願つておるということをございました。これは通商協定なんか結んでおる国ではございませんけれども、そういう要求もあるのであります。このユーロー国の申出は未だ実を結んでおりませんので、先方の申出に全面的に応じ得るといふわけでもございませんでしたけれども、趨勢はそういう傾向を辿つておるのでございます。我が國の貿易は不運にして、これは世界的にそうでございますけれども、只今のところは余り振いませんで、非常に残念だと思つておるのでござりますけれども、これの原因を探究いたしますと、いろへございまして、例えばスペシフィケーション

ヨンが違つておるとか、或いはその他の技術的なこともございますが、大体コストが高いということは、これは認めたるを得ない点ではないかと思うのでございますが、これはとにかく業界の御努力によつて、何とかしたいという努力の最中であります。それから又先ほども御発言がございました通り、各国とも海ビー・マシーナリーとか、船とかいうものに関する引合、競争が非常に盛んにございまして、買手市場というような状況でございまして、しかも各國とも延べ払いというものを認めましてやつておる。これはアルゼンチン然り、ブラジル然り、ペキスタン然り、人々皆然ざるはないというような状況でござります。従いまして日本が貿易を振興させよう、而も今までの構造図を変えまして、少しでも今の機械、施設或いは造船というようなもののを出そうという場合には、これは日本側も他国に劣らざる、或いはむしろ有利なる何かの便宜を圖らなければ、到底やつて行けないということは明白なる事実でござります。従いまして、そういう観点を十分お考えと申しますが、十分それを胸中に藏しまして対抗言できると存ずるのでござります。我が国は只今スタークリング地域等に関しましても輸出の増進がうまく参りませぬといふことは、これは望んで望み得ない状態であるということは確実でございますが、これはとにかく業界の御努力によつて、何とかしたいといふ量の注文は来ておるのでござります。

西アフリカという国におきましても、只今のところでは織維製品というようなものはストックがあるという一時的な理由ではありますけれども、買気を示さない、これに反し、その他の只今申上げましたようなものに関しましては十分買い得る余地があるということをも申しておる現状でござります。施設、船、その他重機械類というものに関しましては、ます／＼力を入れてやつて行きたいと存するのでござりますが、無論そのためには輸出入銀行に十分なる資金があつて、それでやつて行かなければならぬということは、これは明白でございまして、そういう方向に進みたいと思つております。

○委員長(大矢半次郎君) 次に参考人として御出席願つた三人のかた、どなたからでもよろしございますから、一つお話願いたいと思います。

○小林政夫君 今副総裁、並びに政府委員からいろいろ説明を聞きましたが、このプラント輸出の重要性、大いにやらなければならんということはよくわかつておる。ここで問題になつておるのは、現在輸出入銀行には二百十億の資金がある、そのうちで今までの実績は最高ビーカ時ににおいて貸付残が六十七億ある、最近は五十二億数千万円というような状態であつて、非常に余裕金があるわけです。百五十七億五千万円くらいの余裕金がある、そういうようなことは勿論、大いにプラント輸出をやらなければならん、その金が足りないといくらいになることは、我々望ましいと思つておるのであります

れども、現実の事態はそのような余裕金が輸出入銀行にあるということは考えなければならんのではないか、むしろこの貴重な資金を日銀に預けたり、或いは食糧証券を買つたりといふようなことで、寝かしておくよりは、むしろ他の緊急を要する部面に場合によつては使つて、そうしてただ幸い我々の望むようにプラント輸出が十分に行つて、金が足りなくなつたというような場合には、資本金相当額の借入金ができる、場合によつてはその借入限度を、資本金相当額より幅を拡げても借入ができるような途を開いておいて、将来入用の場合においては或る程度金が出せるという彈力性を持つた取計いをすることによって、一応今の当面の余裕金については考慮を要するのではないかというのが、この問題の焦点なんですね。その点お含みの上いろいろ御高説を承わりたいと思います。

と申上げたいと存じますが、これはも
はや言い古されたことありますので
喋々を要しませんが、我が国のような
国情におきましては、相当思い切つ
て、他のことを殆んど犠牲にしてでも
輸出振興による外貨獲得ということを
以て第一義にしなければなるまいと思
います。若しこれが徹底いたしません
というと、すぐ近い将来に米すら買え
なくなるということであろうと存じま
す。勿論戦後家もない、道路も悪い、
いろいろなことがあります、現に西
ドイツのごときは、昨年も私調査して
参りましたが、御承知のように、一九
五一年の六月に、いわば輸出振興奨励
法というようなものを作りまして、そ
の法律の中に盛られておる到底十指を
以て屈し切れない程度の有効適切な輸
出振興法によりまして、只今着々と西
ドイツは成功しつつあるのであります
。その結果我が国は、妙な言葉であ
りますが、着々として負けつつあると
いうのが現状であります。イギリスに
おいてはなお更然りであります。而も
彼らは飢餓輸出と言つていいくらいな
覚悟を以て輸出第一、外貨獲得第一と
いうことをやつておるのであります。
西ドイツは御承知のように、五五%の
食糧を輸入しなければならんという國
でありますのでなお更切実ではあります
。しようけれども、併しながら彼らは
かくのごとくやつておりまして、その
結果、同時にわが国の物価高、これ
は朝鮮動乱に原因するものが主であります
が、そのためにだん／＼と輸出がこ
の一、二年は伸びなかつた、こういう
ことであります。昨幸いにして政
府当局或いは議会当局で輸出振興をし
なればよろしく、うこぎつこ

いでになるのであります。それで船舶は只今申しましたように、過去における輸出のプラント輸出の大宗であつたのであります。が、遺憾ながら昨年あたりは最も量が少なかつたのであります。然らば今造船界はどうかと申しますと、世界各国の造船所はおおむね……尤も我々の競争相手はイギリス、エーデン、ドイツといったようないくつかあります。が、英國は昨年末の調査によりまして、四カ年半ばかりの仕事を持つております。エーデンが三・七カ年、ドイツも三年半の仕事を持つておる。ドイツの造船量の約六割五分は輸出品であります。イギリスもおおむねそんなものであります。なぜかごとく、而もついこの間のアメリカのジャーナル・オブ・コマースの調によりますと、六月三十日付の調であります。が、昨年中にアメリカが発注いたしました船舶は合計百七十八万四千トン、これを海外に発注いたしております。英國、西ドイツ、日本、オランダ、フランス、ベルギー、エーデンその他の国々に二百三十隻を発注いたしております。これらは何でかと申しますと、アメリカが一番発注が多いのであります。が、歐州及び極東市場において米国の油槽船の航行権が非常に拡大したという事実及びこれによつてボンドその他の外貨收入が非常に増加した。アメリカはこれらの外貨はそれら各国の行政措置のために米本国に送金の困難な点があるというような点も加わりまして、こんな大量の発注になつたのであります。が、なお又世界の船價を見てみますと、船腹の何と申しますか、老朽度と申しますか、それをみますと、おおむね五年未満の船とい

ものは世界中の船廻におきまして約三割三分しかないのであります。なお四〇%が戦時標準船であります。そうしますと、十年以上の船廻がせいぐー、三割しかないということでありまして、特にオイル・タンカーのごときは十五年たてばもはやそれは使いものにならないということでありまして、世界は着々とこれら老朽船のスクラップ・アップ及び新造代替ということをやつておるのであります。現にそれが我が国はどうかと申しますると、今年四月の調査でございますが、それ以上又植えておりますので、いま少しくこの数字は植えておると思ひます。が、只今その四月頃の調査によりまするというと、我が国における各造船所が外国から建造の引合を受けておりました数量が二百五十五万五千トンに上っております。この中には勿論ちやちな引合もございましよう。又ダブつたものもございましようが、かくのごとく過去において外貨獲得、プラント輸出の大宗であつた船舶でありますので、せめてこの一割くらいはとりたい、二十五万トンか三十五万トンくらいとりたいということは当然であります。又過去においてはとれておつたのであります。海軍なき今日、終戦後我が国の造船会社は輸出船によつて代替し、それによつて外貨を獲得し、それによつて生きて來たのであります。而ももう一つ忘れて頂きたくいことは、この船舶といふものは成るほど東南アジア諸国にも若干輸出いたしましたが、おおむねアメリカ、フランス、イギリス、デンマーク、ノルウェー、スエーデンといったような一流先進国の船主の注文品であります。現在の引合もこれら

が大部分であります。勿論先ほどのお話をのように東南アジア或いはインドネシアあたりからも相当の引合がござります。というわけで一流先進国へ売れた商品でございます。ただ遺憾ながら現在オイル・タンカーにおいて一割足らず、いろいろな事情によつて高いというようなことのために途絶えておるのであります。先ほど来のお話を。よう、今いろいろの手段をとられておりまして、私は只今でもその手段の中の若干が実現するならば、すぐ様でも契約できるのが相当ございます。現にこの数日間に契約を見るのであらうと思われるもの、或いはひよつとしたものがござります。まだ勿論契約成立はいたしておりません、というわけではありませんして、仮に十五万総トンの行つていると思われるものに約十方トンのものがござります。まだ八割を輸出銀行が単独融資して頂けまするというと、若し契約金額の八割までを輸出入銀行が單独融資して頂ける、先ほど来のお話のよう完成払い或いは一、二年延べ払いというものが多めのあります。これまでレター・オブ・クレジットを立てておるという条件の下に計算いたしまするというと、たつた十五万総トンの外国船をとつたと仮定いたしましても、輸出入銀行から拝借しなければならん資金は百二十億六千百万円になるのであります。八割の融資を願うとしまして、若し二十万総トンを注文をとり得た、勿論このくらいはとりたいのであります。ですが、そうしますると、百六十億八千六百万円という金が忽ち拝借しなければならん金であります。若し三十五万総トンとり得たならば二百一億

八百万円という金を拝借しなければならんことになるのであります。而もこのうち十万総トンくらいは直ちに今契約を見られようとしておるのであります。こういうことからいたしましても、なお又輸出入銀行に資金が相当あるという裏付けがなければ我々輸出の商売をいたしまする時に到底商談に応じ切れないのです。輸出入銀行に相当な金がある、だから相当の金が拝借できる、〇K、よろしい、一年払いよろしい、或いはほんの完成までには三割しか払わない、あとは延べ払いでよろしい、という商談に応じられるのであります。こういうふうに申上げまして、過去においてはほんの完成までには三割しか払わないときには、商談にすら応じられないということになるのであります。こういうふうに申上げまして、過去においてはほんの完成までには三割しか払わないときには、商談にすら応じられないといふふうに申上げたいことがありますが、取りあえず端的にこの点だけ申上げたいと存じます。

は恐らく電気機械とか何とかいひます。それから終戦後になりまして勿論國家の要請を以ちまして、機械工業界として或いは重工業輸出振興会等としまして、どうしても輸出が大事であるというようなことを力説いたしておつたのでありますが、たま／＼私、重工業輸出振興会というものの会長をやつておりました關係上輸出入銀行というものの痛切なる必要性を感じまして、それからこういう銀行ができたことを私も非常に有難く、而もこれを活用しておつたのであります。ところが二十六年の頃になりまして、この銀行が開始になりますて以来、私どもはこの恩恵をこうむることを非常に有難く恩恵を受けとつたのですが、その後御承知のような世界的景氣の後退がございまして、私どもが戦前にやつておつた輸出の状態と戦後の輸出の状態とは全く變つております、過去の経験とか、過去のいろいろな機關といふようなものが殆んど役に立たん。或いはなくなつたというような關係において、めぐら貿易のような恰好になつておりまして、そういう中立を一生懸命で輸出を開拓しまして、二十六年のような形が出て來たと思うのであります。二十七年は先ほど申しましたような世界的な景気の後退によりまして非常に伸び悩みの形になつて、折角輸出入銀行ができますけれどそれがだん／＼と我々の希望によりまして、金利の改正或いは引下げ、或いは輸出入銀行になるとかいろいろ業務要領の拡張等によりまして我々も便宜をいたしておつたのであります。二十七年の経験を見まし

としての銀行らしい活動が望まれるの
であります。

それからしてその次は輸出入銀行の単独融資であります。これは從来は市中金融の補完機関であるということになつておりますが、併し只今申しますと、非常に銀行の活動の分野が広汎になつて來まして、到底市中金融では協調できかねるという程度になると面もできるかと思います。かような場合には止むを得ないという意味におきまして、この同行の融資を単独でやるというようなことは必要であると思います。ただ単独であろうと、協調融資であろうと、やはり前に申しました通りに、金融の本則を誤らないといふことは必要であろうかと思います。なお又外国為替の業務を行うこと、これもやはり海外投資並びに海外における長期金融という面では必要でありますので、併しこの点につきましても、やはり必要性の最小限度というところに限るべきものではないか、これがむしろ同行の活動のためによろしいのではないか、こう思うのであります。いずれにしましても、恐らく業務方法書と、いうようなものがこの法律のほかにできるでございましようが、そういう面で以上の点は十分補足できるものと思います。私の申上げることはこれだけあります。

ついてあなたのほうからも詳しく説明をして頂きたいと思います。

○政府委員(黄田多喜夫君) 通商協定によります。プラント類の輸出計画は、日本からの輸出がアルゼンチン、これが一番大きいのでござりますが、五千萬ドル、それからパキスタンが二千八百万ドル、台湾が千七百九十万、タイが、これは二百万ドル等となつておられます。合計プラント類で一億四百九十万というふうになつております。

○小林政夫君 その通商協定というのはどういうことなんですか。今のそれぞのアルゼンチン、パキスタン、台湾、タイ国、このそれの金額といふものは二十八年度中にそれだけを出すという約束なのか。

○政府委員(黄田多喜夫君) 協定の始期と終期が国々によつて違いますので、何月から何月全部ということに当たるわけではございませんけれども、大体いざれも一年間を基準といたしております。従いまして、いつからいつまでということではございませんけれども、大体今年中或いは来年四月から始まつて三月までという差はありますけれども、大体一年間限つてこれだけのもの日本から輸出しよう、決してこれは確定の約束と申しますか、コヨメントというわけではございません。と申しますのは値段とか、或いは大きいものは値段でありますけれども、ディリヴァリイの時期とか何とか一つは個々の商売に任してござりますので、これが必ず実現し得るといううえで、額ではございませんけれども、これらを作りますときに与えられました情報の下において予見し得る額はどのくらいであるかというのを作りましたのが、只今申上げました数字になるわけ

○小林政夫君 あります。順々に御質問申上げま

ト輸出の性質上、二十八年度中に必ず
これだけのものを銀行が融資しなけれ
ばならんということでもなかろうと思
います。万一幸いにこれだけのものが
契約成立したとしてですね、月別の融
資予想額というものはわかりますか。
○参考人(山際正道君) 従来の経験に
鑑みますと、申込みを受付けまして、
いよいよそれが諸般の条件が整いまし
て融資の段階に行きますまでには、そ
の間必ずいろいろ複雑な手続が起る
ことがあります。単に国内
的手続きのみならず、先方の、例えば
輸入の許可の問題でありますとか、い
ろいろ為替の関係の許可とか問題がござ
いまして、そのためには時期がずれる
ことは相当ございます。従つて個々の
申出につきまして、いつ頃それが成
されて、いつ頃金が出て行くかとい
ふことがなかなか目測が立ち難い状況に
なつておりますのみならず、今受け付
おります申込額はござりますけれども、
も、過去の実績に鑑みますと、思われ
故障のために途中で破談になる場合も
勿論ございます。と同時に日が経つた
従いまして新たなる申込みが又出て
るということもござりますので、実は
丁度今お尋ねのございました、私が申
上げました申込の状況に属する月別の
計数というものはちょっと手許に用意
いたしておりません。大体の資金の要
求といふ資金の計画の面からの全体

としての数字は計表を持つております
が、それは今申上げましたことばかり

○小林政夫君 山際副総裁は、先だつても申上げたように、非常にあなたに對して申上げるのは私は恐縮ですけれども、これは銀行の責任ではなくて、今も千金良さんからお話をうながすと、日本的情勢から説明されていわけで、又特に輸出入銀行に対して我々はどういう感じを持つて申上げるわけではない、本当に財政政策を効率的に使いたい、こういう意味からの検討でござりますから、その点は悪しからず御了承願いたいのですけれども、從来の、輸出入銀行に出資する場合やすといふような場合における銀團の見込は、すでに当局その他政府当局の見込は、すでによくこれだけのものは必ず年度内に要るのだ、輸出はこういう状態では非やらないければならんということは確かなんですが、それともやれるという見通しがある程度までどうも残念ながら実現して来られない。こういうふうな申入れ状況がある、申込を受けておる、或いは中止談を受けおると言われても、もうすでにこの予算が通過して、幸いに順調に行つても八月一日からの施行で、四ヵ月はもう二十八年度は経過してしまつたのであつて、あと八ヵ月間のこととなつてしまいますが、それが五月末在では五十二億何がしの融資しかねない。こういうような状態で、あと約一ヵ月間で百五、六十億の融資をする、

なか／＼意気込みとしては是非やりた

いと言われても、今月別くらいに、もうこれくらいの成約があつてこじら
だ、こううことでないと、今の御詔
明の範囲から行くと、確實に要るのだが
、ということが受取りにくいのですが、
その点は如何ですか。今度は間違いか
くこれだけは、年度内に貸付残が二百
十億一杯ぐらいは必ず間違なく実現
するのだという強い御確信があるから
うか。

きますが、先ほど本年度の輸出助成策として考えております、こういうことであるのであるが、一体どれだけ実現させらるつもりであるか、この金利の引下げははつきり三%にするかどうか。それから税制による援助と言つても、今我々が承知しておる税制面においては、貿易商社の助成或いは輸出損失金に対する引当という程度のものであつて、直接輸出コストを下げて云々といふような税制面におけるものではない、貿易商社を強化するという税制面からする措置はあるが、直接輸出コストを下げるための助成策その他の問題について何を具体的に、今までよりも積極的にプラント輸出が増進できるかという具体的な助成策があるかどうか伺いたい。

○政府委員(葛澤大義君) 今年度の見通しの問題について先ほど申上げたのではありますが、現在の実績から今年度はこうあるだろう。こういうので、私はまだ時期が早過ぎると思うのであります、これは契約の成立はその時になつて初めてわかるわけでありまして、契約成立の可能性ということが問題になる、引合が従つてその根拠になるのであります、先ほど御説明を申し上げましたほかにも、実はインドで相当の車輛の入札があるのであります。これは今年の秋に行われる予想であります、これがこの内容を見ましても、機関車が二百輛、貨車が七千輛、電車が五十輛その他ボイラーとかそういうもので三百億円ぐらいに上る車輛関係の入札があるというようにも現地からも

報告を受けております。こういうものが仮に三分の一ぐらいに落ちましても百億というものがそこで契約が成立して参り、その製造資金というようなことがありますので、これは将来にかかる問題でありますから確言は申上げかねるのでありますけれども、併しその可能性は十分に私ども確信いたしておりますのであります。助成の具体策として先ほど申上げたのでありますが、これの実現は、これは關係のところとそれ相談をいたさなければなりません。只今考えております我々のほうの考え方としては、金利のはかに信用保険料を、現在二%になつておりますが、これを〇・五%くらいに引下げて、而もこの附保率が八割でございまが、これに九割に引上げまして負担の軽減を図りたいということを具体的に考えておるわけであります。又税制面におきましては、我々の一応の案といたしまして、輸出業者のみならず製造業者につきましてもその売上額の一一定ペセントのものを輸出振興の準備金として積立てまして、その積立金を計算上損金に算入いたしまして、課税の対象から控除する、こういうような措置が考えられるわけであります。これもまたあ關係のところと相談をいたしたいと思つております。具体的にはそういうようなものと考えておるわけであります。現在の国際価格との比価であります。物によつて大分違うのであります。日本のものが高い、これは無論日本の織維機械というふうに安いのですが、物によつて大分違うのであります。日本の中のものが高い、これは無論日本の中のものもありました。うな若し措置がとられるならば、総合

しまして八%上廻るくらいな我々の計算では対策にならうというふうに考えておりますが、その他やはり何と申しましても啓蒙宣伝と申しますか、こういうものは非常に重要な思ふのでありますて、こういう機械類は無論この安いに越したことはないのですが、それでもやはりそれにその需要者が購入するが併しながらこういうプリントを買うだけの需要者というものは、私どもやはりそれにその需要者が事なことで、例えば一万円高いから、こういう大きな機械類のものは、AとBと比較して、Bのほうが一万円高いから買わないというようなことではないくて、一万円高くても仮にAのほうが刷染みがある、使つてみて工合がいいからというようなところにやはり需要するが、そういうものがついて来るというふうに思われますので、普通の商品と違った面もありますので、こういつた輸出ドルと申しますか、販売ドルと申しますか、そういうもの今まで計算上では出て参りませんけれども、相当やはり効果の挙るものだというふうに考えておるわけであります。

何億ダラー引合があるうともその何分の1が実現するかということは、今までの実績によつて考えてみなければならん。特に国際情勢が去年よりも今年のほうが遙かにいいということは見通せないんじやないか。むしろ今までよりは、この軍需生産のテンポが緩慢になるに従つて、ほかのほうに我が国の競争が相当の力を持つてプラント輸出の面において我々の競争相手として現われることが予想される。だから今まで以上の何か策がある、こういう策を実施するから間違いなく今度はこの程度の輸出の伸びがございます、こういうことならわかるけれども、ただ漠然とこういう引合がある、こういう引合があるから大体行けるということでは我々は納得できない、これは見解の相違だけれども。

そこで今の助成策ですが、私のあなたに対する質問のポイントは、この助成策をどうするんだということなんだ。で、今の啓蒙宣伝のために、或いは馴染みをつけるための技術相談室の七千万円というものはわかる。それから今の税制面におけるメカニカルであるとか、輸出業者が輸出金額の何パーセントのものを積立てる、準備金として積立てさせる、そしてそれを損金に入させるということは、租税特別措置法の一部改正で今出ておりますが、それが一点。

いま一点は、今の輸出保険料の引下げであるとか、或いは輸出入銀行の金利引下げというものは、これは予算と関係することですよ。予算案にそういうことは載つておらない。政府が提出する予算案ではそうやろうと思つても、関係当局と相談しなればならぬ

と言つたつて、今この問題について、この一連の予算案にはそういう引下げたということで予算には載つてない。言うだけじや駄目ですよ。實際こうやるんだから必ず伸びますという話ならわかるんだが、こうやりたいと思つても現実の数字になつて現われない。

○政府委員(蒼澤大蔵君) 引合があつても實際に契約するのは少い、御説誠に御尤もであります。従いまして、我々も契約数量そのものの半分といふものではなくて、低目に抑えまして、可能性の上から低目に数字を見込んでおるという状況でございます。そこはやはり小林さんと見解の差違になるところであります。

○小林政夫君 その点を問題にしているんぢやないが……。

○政府委員(蒼澤大蔵君) なお金利の引下げと保険料率の引下げにつきまして、現在そういう具体性はないではないかという御指摘でござりますが、我としてはこれを実現をいたして行こうということで折衝をいたしておるわけでござります。

○小林政夫君 いや、あなたの希望はそうしたいと思つておるんだけれども、実際に今、あなたも政府委員ですよ、今政府の提出されておる予算案にはそういう措置は盛られていない。だから或いはこうしたい、こういうことが実現できれば輸出が減えるだろう、それが実現できれば輸出が減えるだろう、或いはその保証率を低くするとか、輸出金利のコストを下げる、こうなれば今までよりも輸出がしょくなることば今までよりも輸出がしょくなることば、これは当り前なんです。ところ

が政府の施策としてはそういう施策は現われていないということ。だから言ってみてもそう今助成策として予算に盛られ、実現性のあるのは七千万円の宣伝費とそうして税制面による今の準備金の損金算入、この二つだけじゃないかとこういうのです。それは認めるでしよう、その事実は今実現してないということは、実現したいと思つても実現していない。

○政府委員(葛澤大義君) 現在としては御指摘のように認められないのあります、これは又予算関係におきましては補正予算という場合もありますし、年度内に実現されるかされないか、これは折衝によるわけです。が、御指摘のように現在の段階ではないわけですが、これを仮に小林さんのおつしやるよう、こういうものを実現されないと、いうふうになつた場合、どの程度影響するかということが問題にならうかと思ひますが、私どもの一応の計算によりますれば、現在の保険金利の五分を三分に引下げるということになりましたならば、大体どのくらいに機械にして下るか、我々の計算によりますと二・九%というものを見たんです。それから保険料率のほうは〇・六%というものを見ておりまして、従つて三・五%ぐらいのものは影響する。これは紙の上の計算に過ぎないのでないのではないかというお叱りがあるかも知れませんが、一応見当はそういうのを見ておるわけであります。約五%の関係のもの全部を合せて、先ほど申し上げましたように八・二%くらいのものを見ておるわけであります。そうしますとほかのくらいの影響しかない、それで一体そのくらいの影響で先ほど申上げました

ようなプラント輸出計画は実現できるかできないか、こういう結局問題になります。これもやはり先ほど申上げましたように数字を以て計算をし尽せないところのやはり輸出努力というのも、七千万円の私ども努力の期待にこれは相当幅があり、全然これは上らんと言えども上らんでしょうし、相當上のとこを上るという面があろうかと思いますが、そういう面の努力によりまして、事態の新解決を見たいと、こう思うのでありますのが、なにおこういつた関係は無論この原材料の値段が下るか上がるかというところにも一つの非常に大きな問題がありますので、只今御指摘になりましたように世界の軍需といふものはスローダウンいたしておりまして、非常に競争力が激しくなつておりますが、その競争となるところから、例えば石炭においても相当貯炭ができて参つておりますので、値下りの交渉が相当行われておる。鉄鋼におきましても最近銑鉄の外販を最も余計いたしております富士製鉄が、トン当たり千円の値下げをいたしております。こういつた原材料の値下りといふものがやはり響いて参るのでありますて、かれこれ勘案いたしますときに、私どもはやはり現在の段階においては、我々の考へる措置が十分にできなくとも、計画は一応遂行できるのじやないかというふうに考へてゐます。小林さんの質問に関連して申上げたいのですが、今政府委員をとつちめたつてしようがないので、これは大蔵大臣と通産大臣に一遍この法案を審議するため出て来てもろう。輸出

振興の問題は事務当局のほうで来て、その事実を事実として聞く程でとどまらない。今度は全部の関係法案、輸出入銀行及びこれに関連する輸出貿易方策については、一つの一貫した同じような政策が行われなければいかん、こう私は考えるので、まあ大蔵委員会はとかく政府委員だけ呼んで事を片付ける癖があるが、この法案を審議する時には是非大蔵大臣と通産大臣の出席を要求して下さい。そうでないと困る。

○小林政夫君 今の通産当局の答弁では私も満足していないのです。堀木さんの言われるように、通産大臣、大蔵大臣を呼んでもらおうと思つております。ただ一点、堀木さんも予算委員でありますから、只今の通産当局の補正予算案という言葉は相当注意して言わなさいと問題になりますよ。そういうことを簡単に言うようではここに予算委員もおるのだから……。

○堀木謙三君 その点は実は予算と關係なしにできるのですよ。来年度の日本銀行の予算と、それから輸出入銀行の予算にも関連して来る。

○小林政夫君 予算に関連するのですよ。

○堀木謙三君 まあ来年度出来来る分は……。政府のほうは別にして、参考人のかたにお聞きするところから先にやつたらどうですか。お待たせしておくるのも悪いと思うんです。

○小林政夫君 千金良さんにお伺いしますが、私が一番問題だと思うのは、設備以外の製品について、プラント輸出じやなく、製品についてこの銀行は

融資をする。政府委員の説明によると、プラント輸出に関連したものに限定したい。その中には国民生活の必需物資では非輸入しなければならないものがある。その見返りとして何かこちらから製品、鉄材等を出す場合においては、これもこの銀行の融資の対象とする。それは相当の期間が長くかかる虞がある。こういうようなことで、併しこれは今の業務方針で相当制限するといつても、なか／＼だん／＼やつていると、而も今度のような状態で金が余っているじゃないかという話があつて、どん／＼融資実績を挙げて行きたい。こういうことになつて来るけれど、あなたがた一般の市中銀行でやれる部分までこの銀行は業務を拡張して来る虞れがあると私は思う。輸出入銀行という特別な政府機関を作つて他の市中銀行がやりにくい融資をやる、こういう本来の目的から逸脱して、普通の市中銀行と競合的な面が現われて来るのじやないか、この点についての御心配はございませんか。

は売れない。尚うにそれを或る期間即ち需要期まで持つていなければならないのじやないか。従つてやはりプリント輸出もありますけれども、製品の場合でも市中銀行はなかく、やれない、これが相当あるのじやないかと思われます。

○小林政夫君 それから先ほど特別の理由があるときは例外によつて単独融資を認める。これはだん／＼資金が長期化して行く。今の市中銀行でもやさしくい面が出ておるから、これも止むを得ないんじやないか、こういうことでありましたか、我々は從来輸出入銀行の融資については非常に安心をしておつたのです。市中銀行との協調融資だから、もうあなたがたのそばばんに合わせてやることだから心配はない。絶対この融資は間違ないということで、殆んどこの委員会においては融資先は問題にしなかつた。開発銀行の場合は単独融資が原則でありますから、この融資先も明らかにしろというようなことで相当問題にして来たわけですか。もう山際さんのような人格者がいらっしゃつしやるから、この輸出入銀行は間違いないと思うんですけれども、一応単独融資ができるということになると、或る程度考えなければならんといふ面も出て来るわけであります。そこで期間的に協調融資では市中銀行がついて行けないというような場合は十五年というようなことで、十年も市中銀行が資金を喪せるということになると、これはいかんということになるわけであります、この協調融資の形を変え

て、初めの二年は市中銀行、後の八年はこの銀行でやるというような協調融資の形も考えられるのじやないか。例外としても単独融資ということを認めいいかどうか、認めなくともやれる方法があるのじやないかと、こういうふうに考えられますが、如何でしようか。

お答えいたします。今の単独融資の面は、これは全く市中銀行が扱えないということだらうと思います。従つてこれはもとよりただ法文ばかりでなく、業務方法書に十分説明があるものと私たちは思つております。それから只今お話の最初の二年を市中銀行、後の八年を仮に輸出入銀行、一種の肩代りが途中で行なわれるということになると、これはやはりそういうことがでるべきならよろしくうございますけれども、まあ別な考え方じやないかと思ひます。一つの考え方とも思いますけれども、私今まで考えたことはないのでつきりしたお答えはできないと思ひます。

の輸出入銀行がやるべき分と、それから市中銀行が受持つべき分、市中銀行の資金量がすでにどうしてもやれないということであれば、或る程度殖やす方法を考える。例えは私は今問題にしている金が余つてゐるというようないふので、そういうのを今の日銀とか、国債を持つというようなところだけに限らずに、外国貿易をやる為替銀行へ預託するという方法もあるのじやないか。そういうなことで資金量を殖やして行くというようなこともありますから、ただ現実の問題として市中銀行は金が忙しいからやれないのじやなしに、金融制度としてお考え願つて、こういうことが望ましいかどうか、頭では割切れるけれども、これは市中銀行で取上げられないものを輸入銀行でやるのだと、頭では割切れるけれども、そういうことは単独融資が多くなつて来る原因になつて来ると思いますが、如何ですか。

な長期の融資はできないのであります。
○小林政夫君 造船のほうで今特別な助成措置が講ぜられつつあるというようなことで、それが実現すればどうな話で、それが実現すればどうな話でした。現状ではなかなか今おつしやったような輸出が十分にはできないのである。こういう助成をすれば、これ／＼のものが出来るのだ、というお話をしましたが、現実に造船工業会として、今通産省の政府委員と私と質疑応答をした問題、そのほか造船工業会としてどういうふうにやつてくれれば出る、こういう何か腹案があるりでしようか。

ごく近い将来に実現するだらうと私は想像される向きがあるのです。いままで、これらについてはまだ輸出入銀行にお話しておるまい。ただ原則としてこんなような条件でいいかということは申上げておるまいと思います。と同時に、これは私の想像ですが、私自身のやつております会社のことも含んであります。その商談は恐らく一艘につきまして一億或いは二億、或いはもつとも損を覚悟しているだらうと思います。そんなことを今申上げたいと思います。若し御必要があれば造船工業会議が各政党、各省その他に申上げました相当いろいろな輸出振興対策、或いは外貨獲得について、要するに造船奨励に関する希望、要望と申しますか、これを申上げることができます、申上げましようか。

○小林政夫君 私も緑風会の政調を預つておりますから、御要望の出ている点は承知いたしておりますが、あの要望を全面的に受け入れればこうだ、受け入れなくても今の当面四、五十億円の受注はきまると言われるわけですか。

○参考人(丹羽周夫君) それは相当のロスを覚悟しております。

○小林政夫君 政府の助成措置といいますか、現状のままで行つて四、五十億は受注が可能だ……。

○参考人(丹羽周夫君) だらうと私は想像いたします。というのは非常な出血を覚悟して……。

○小林政夫君 それでその造船部で、今からこの年度末まで、即ち来年の三月末までに大体月別に言つてどの

くらいいの融資を輸出入銀行から受ける必要があるとお考へであるか。
○参考人(丹羽周夫君) それは非常に困難でござりますが、先ほどからお話をありますように……。
○委員長(大矢半次郎君) 小林君に申上げます。大分長時間に亘りまして参考人のかたの御負担にもなりますし、又他の委員のかたからも御質問があるかと思ひますので、極く簡潔に要点に触れて一つお願ひします。

思つております。同時にそんなことは到底参りませんので、せめて先ほど申しましたように、輸出入銀行から八割単独融資を受けるとしましても、せめて百四、五十億のお金が搭借できるようにしたい。従来はそれより多かつたということあります。

○平林太一君 参考人にお尋ねしたい。主として山際君にお尋ねしたい。

御承知のようにこの日本輸出入銀行の規則に對しての國家の意図、目的がどこにあるかということは、けだし山際君御承知で副総裁の職を毎日お勤めになつてゐると思います。それはよく了承いたしております。それでありますから、この資金は国民の全部血税である。その狙いは言葉通りに輸出・輸入というものが我が國の經濟の興隆を決するものである。それが国民生活に及ぶものである。こういうことで、この輸出入銀行に對しては非常な決心をいたして財政等の面においてこれを扱つてゐるのであります。従いまして融資先というものに対しは、いやしくも正鵰妥当を得なければならん。これが不正鵰、不妥當に終つた場合には、これは誠に容易ならぬ事態になる。しこれが不正鵰、不妥當に亘るということになりますれば、この種のいわゆる金融を利用することは、極端に見えば、国民の血税というものの対象から申せば、こういうものを作つたために一部の国賊を作るというようなことだと、誇大に申せば言わなければならぬのでありますから、これは非常な責任を持つてその融資先の、融資したところの機関、会社は、これを本当に輸出入のほうにその金が全面的に活用されておらなければならないのです。

ですが、これに對しては當時嚴重なるこれに対するところの監視、それを怠らないところの会社の經營内容にこれをしなければなりません。多くの場合におきまして、遺憾ながら惰性というもののほど恐ろしいものはない。大きな機構なり、大きな輸出、輸入などをいたしておるものに對して無批判に貸付けをしてしまえば、國民は血税を出しておりながら、それをどうというわけには行かないんですから、そういうことを一つ念頭に置いて、いわゆる与えられたこの輸出入銀行の資金をそれをできるだけ一つ最高度に活用する。金といふものは使い方によつて、例えば百円の金も使う人によつてこれが千円、二千円に使える腕を持つておる人もある、百円の金が二十円か三十円にしか使えないという腕しか持つていない者がある。殊に金融方面においてそういうことは極めて嚴たるものであります。それでありますから、実は先日ここに資料として提出を求めてあります。この融資先に対しまする会社の名前がこういうふうに列記いたして我々の手許にあります。これらに對しまして、例えは山際君からお話をあつたたんですから、このうちで最も正確、妥当を得ておる、それが日本の輸出に非常な貢献をしておるというものは定めし御承知のはずであると思う。この中から一、二、三ぐらいまででよろしいと思ひますが、どういうものがこの会社のうちでいいものであろうか、現在輸出入に最も國家的な使命に合致せられておるか、それから最も不良であると思われる会社を三つぐらい挙げて頂きたい。最も優秀なるものを三つ、最も不良なるもの三つ、これを一つ挙げ

これなどは一昨年実行いたしましたして以来非常に順調に経過をいたしまして、今年の春から約束通りのトン数が毎月入り、順調に決済を統けられておるのをござります。そのほか電気機械にいたしましても、織維機械にいたしましても、いずれもこれは劣らぬ我が国機械の輸出振興に役立つものばかりであると思うわけでありまして、ただ比較的重要性が少いと思われるものについては申上げまするならば、沖縄のアメリカの軍工事施設にいたしまして、いろいろな例えは吸水設備であるとか、火力発電の設備であるとか行われたことがござります。これに對しましては、私の方ほうはそれを市中銀行が融資いたしておられますその融資手形の再割引の形において出してあります。これも任務がござります。これらに對しましては、私がございました。それと合致するかいたしますれば、まさに合致するものと思いますが、その重要度は優先順位から申しまするならば、これは直接造船にするとか、直接電気プラントその他の工場設備を出すということに比べれば、一段その次の位に位するのではないかと思います。幸いにいたしまして開店以来二百億を超える融通をいたしております。回収は極めて順調でございまして、目下のところ帶りは一件もございません。その意味におきましては、いずれも目的を達成しつつあると存するのでありますて、なお、だんく先ほど御指摘になりましたように、若し今後法律改正の際におきましては、いずれも目的を達成しつつあると存するのでありますて、なお、いうことは全く御指摘の通りと存じまするので、今後も從前に引続いて二層の注意をいたしてその衝に当りたいと思います。殊に從来いたしました融資は、すべてこの市中銀行の協調融資

○平林太一君 私が質疑をいたしましたことについては、必ずしも正論を得た御答弁とは言えない。併し一応概念的に了承をいたすのでありまするが、この会社の名前をこれ／＼と言えど、私のほうではすぐそれで勘がつくのです、且つこれが輸出入銀行の使命を全うからしめているということが出ると思うのですが、これは一つ頭において今後おやり頂くということで、今日はその程度で私は了承いたしましたが、私のほうでお聞きいたしたいのは、更にそういうことによつて検討を加えようといふところにあつたのでござりますから、その点よく御了承願いたい。御質問の知のごとく今回は貸付期限というものを、従来五年ではつたものが十年、特別の場合においては十五年、こういうのでありまするから、これは十五年となるというと、今日の世界情勢の進歩なるといふ方、いわゆるテンポといいますか、そういう動き方という面から見ますると、どうと、驚くべき常識では判断のできない金融に対する貸借、いわゆる貸し借りなりであります。これを融資と言つてゐるから世の中はそれで通つておりますが、これは常識では判断できないと申します。併しそれを長期におりますければならない。そうしてこの輸出、輸入の財政投資というものに対する完璧の障を數きたいということです、国家の意図がそこにあるのでありまするから、その点一つ非常にお考え願ひます。

なくもやならん。従つてその回転と申しますか、十五年、十年となつて来るに有効的に使える、或いは三十円、五十円にしか使えない、そういう点にも非常に関連しているのです。そういう期限の規定は十年、十五年となつておつても、できるだけこれは会社といふものに対しまするところの注意を怠らずして、そうしてできるだけ短期に回収できるようにして、それだけ回収したものをお輸出入銀行が必ずしも重点的にやるものであるとは考えられない。事いやしくも輸出入に関連するものに對しては、零細融資をやるということを一つお考えにならなければならんと思う。それでなければ輸出入銀行の真の総合上の目的というものは達成ができない。ここに報告類を受領しておりますものに対しましては、やはり輸出入銀行というような大きな看板というようなものを誇るような私感覚を持つのですが、これは數をもつと貸付けるべきものである。輸出は殊にその輸出させようという何かに対しましては、相當それに対しまる技術とか、施設というものがおのずからそこに必要が生じて参るのでありますから、そういうものは必ずしも大企業、大工場のみではない。又船舶の事例も大いに今日は重要視しなければならない。いわゆる船舶というものは日本の資本主義の最も代表的な何の上から資金運用のできる性格を持つておるので、船舶というのには、それだからそういうものに対するところのものも大切であるが、これは安易の道を求めれば國家資金を使うということもできるのであります。船舶などといふと看板がいいで

すから……。そうではなく零細のところにもそれが利用、活用されて行くようになればならないと思う。だから今日提出をしておりますこの融資先では私は甚だ不満足なんです。その点に対して山際さんお考へになつたことがあるかどうか、承わりたい。

それから第二には融資に対しまして、財政投融資に對して世間識者の間に極めて厳峻なる批評が今日行われておる。日本の財政経済を根本的に建直すには先ずそこから解決しなければならない。その対象になつておるもののがいわゆるこの財政投融資の融資先決定に対する利権グループ、名前を申せば、識者が言つておることでこれは差支えない。小林中、麻生多賀吉、白洲次郎、これは利権グループの中心なんです。そうして開発銀行及び輸出入銀行の融資総額は莫大なもので、それは年々國の名において出ておるのであります。その融資先といふものはそれら小林中であるとか、或いは白洲次郎であるとか、或いは麻生多賀吉であるとか、そういう者のいわゆる動きによつて融資先が決定せられるのだ。だからこの利権グループを解消するにあらざれば、日本經濟の再建といふもの从根本上に建直すことができないと言つていふ。國民の血税に對して我々国会として強くこれを指摘する。今日は参考人とも大いに考えなければならん。重点的に大口のみに貸付けて、そして国民全体のそれが活力となり肉血となるように戸付けていない。全國の銀行に、

おいても極めて零細なものに対しても、何千万、何億といふものに対しても取扱いなくしてあるとを貸付けて、そうして何ヶ月、何年もあらわすこの市中銀行金融機関のような重役の心構えであれば、一番先にこれは崩壊して行くのです。現に最近はいわゆる全銀連といふものができて、そうして非常な何か動きをしておる。これらは銀行重役の内部というものをちゃんとキヤツチしておるから、そこでそういう運動が出て来たということを考えなければなりません。まさに銀行の資本主義体制の中にいわゆるそういうものが内部崩壊をする一つの何かが出来て来た、こういうことを一つ深く御注意申上げておきます。その点は一つお考えになつてやつて頂きたい。あなたも亡びるし、日本も亡びるようになつては困る。往年の軍閥のようなものをお考えになつて頂きたい。大蔵省の銀行局あたりと法の改正をみずから国の行政の上に訴えてするというようなことをしなくてはいかんと思う。今日最も最高に劣せずして利潤を得ておるというものは金融機関である。金融資本である。これ以上私は申上げるのは差控えますが、十分に一つそれはお考えになつて頂きたい。

そういう申込も今まであるはずである。そういうことをなすべきである。輸出入の重要性は別に今申上げまでもなく、機械や車両を作つたり、それから汽船を作る、船舶を作るだけではない。生活必需品一切のもの、社会の必要上求めることにおいてはそういうもののほうが大きいかも知れない。日本の優秀な技術、日本の民族の持つておるところの技術、技能というものはすばらしいものを持つておるわけです。それが資金の国家的の裏付がない。そして市中銀行などはそういうものには全然眼を触れないでおる。そういうところに秀れた日本のいわゆる中小工業、いわゆる零細企業、零細工業、零細製造業の技術を持つておつても、それが国際市場に進出ができるないといふことなんです。どういうふうにお考えになるか、山際君にお答え願いたいと 思います。

果がそうなつておるのでござりまするが、我々といたしましては、無論比較的小さなものでございましても、法律規定に合致する限りのものにつきましては勿論差別するところなくこれをとり上げる考え方でございます。従来取扱いました件数のうちで一番小額なるものは五百五十万円を貸出したのが一番小額になつております。事柄の性質上、いう結果にはなつておりますが、心掛けといたしましては特にそれを差別することを考えておるのはございませんので、その点は御了承を頂きたましいと思います。

○平林太一君 私の質問は時間がないようでありますから……。

○委員長(大矢半次郎君) 平林君に申上げますが、御意見に亘らないで質問の要旨を……。

○平林太一君 只今白洲或いは小林、麻生というのを例に挙げましたが、こういうものから融資の際に圧迫を感じたような事態があるかどうか。輸出入銀行のいわゆる融資先の決定に対しても、そういうことがおありになるか、山陽君に伺いたい。

それから融資先の決定に対してはどういうふつまり順序をとつておられるか、この二点について伺いたい。

○参考人(山際正道君) 前段お尋ねの他の何かインフルエンスを受けたということはございません。又仮にございましても、毛頭我々はそれに左右されることはありません。

貸付をいたします場合の審査の手続でございますが、これは法律の規定に従いまして、申込書その他は窓口として市中銀行と契約をいたしまして、大体あらかじめ協定いたしております

条項についての下書きを頼んでおりました。その報告書を得ました上で、更に必要に応じて私のほうで直接に東京の調査もいたし、審査もいたします。又問題によりましては、各関係官庁、通産省はもとより為替の関係では大蔵省、外務省関係におきましては外務省等と連絡をいたしまして、各方面から検討の上法律の目的に合致し、支障なしと考えて、初めてこれを実行する、こういう手続にいたしております。

○森下政一君 丹羽さんにお教えを頂きたいのですが、私たちはこういう委員会で、通産省の局長さん、課長さんから輸出振興に対する方策を聞かしてもらつても滑稽くらいに考える。自分の計算において輸出なんというようなことを取扱うこともない役人であつて、結局業者側からいろいろ教えてることを取上げて政府の施策として指示しているという役柄の人なんですね。こんな人の頭の中から輸出振興のいろいろな名案が生まれるとは考えていい。結局業者であるあなたがたの政府に対する要求というものが、熱意がそれを具体化するのだとう思うのですが、先刻山際副総裁からおつしやつたように、今ここは日本の輸出振興に極めて重要な、肝要な時期だ。例えば朝鮮特需なんというものの依存しておるに非ずして、正常な貿易によつて自立経済を確立しなければならん。私全くそうだと思うのですが、そうすると世間一般的に論議の重点の指向しておるところは東南アジアに新しい市場を開拓する、特に重化学工業の面における輸出の増強ということを言われる。先刻来いろ／＼承わつておると引合いがかなり多い。引合いは多いに違いない

いと私は思う。小林さんの指摘した通り引合いが多いからといつて楽観しておるわけにいかん。非常に多い引合いも、実は手落があつたというものが少くなかつた。そこに輸出入銀行の資金が遊んでおるものがあるというような事情が生まれて来たのだと私は思うのですが、これらの新市場に日本が断然優位を占めて行くということには、やっぱりイギリスや西ドイツなりの激的な競争を克服して行かなければならんと思ひますが、そういう点で日本の製品はどうしてもコスト高だということを言われる。それだから結局入札が何回繰返されても落札しない。その根本はやっぱり原料資材が乏しいというよなことになりやせんかと私は思う。これらの方について見通しとしてどうぞしよう。何とかこれをコスト高といふことのないような工合に臨路を開いて、而も諸外国の競争に打ち勝つて東南アジアの市場といふものが開拓できるというような見通しをお持ちになつておりますか。それと同時に、過去の実際の入札の状況等から考えて、まあ物にもよるでしょうが、一体イギリスなり或いは西ドイツあたりの入札に比較してどれくらい日本が高いということになつておりますか。そういうことになつておりますか。そういう実例等について御所見を承わりたいと思うのです。

のところでは三百万トン近い引合いがあるだろうと存じます。それがなかなか契約をみない。それはお説の通り私どもから言います」という、止むを得ざるコスト高による原料、材料高による、一ぱいの船の値段の中で造船所のそとへ注文されるもの、即ち原 料、材料、機械類、これらが七割乃至七割五分を占めております。その七割乃至七割五分を占めておる所外注文品の中でも鐵鋼が約三割を占めております。その三割の値段を占める鐵鋼が、乃要七割五分を占めておる英國の中でも鐵鋼が約三割を占めておりまします。その三割の値段を占める鐵鋼が、例えば二重価格制を布いておる英國の中でも鐵鋼が約三割を占めておりまして、我が國の只今の船価はオイル・タンカーが世界的の引合としまして、約九割を占めておりますが、オイル・タンカーにおきまして極く正確に申上げますといふと、約九割最も強敵であるイギリスの値段より高いのであります。それから貨物船、これは一万トンクラスの貨物船でありますから、これにおきまして約一割五分内外高い。こ ういうふうに考えております。その高い原因は今申しましたように鐵鋼、これが最も大きな原因であります。従いまして、今各政党あるいは政府当局に提出してあるのですが、これはまあ少し細かくなりますが、結果だけを申上げますが、我が国の造船会社だけが其わせられておるところの造船用特殊鉄格鋼材、これはやかましい規格を必要とする鋼材であります。それが特に

規格料、これが約一萬円であります。が、これだけでもせめて遞減して頂きたい。これは単なる鉄鋼價段の引下げじゃないということを申上げております。そんなことをお話ししてみたり、或いは先ほど申上げましたように西ドリームが到底我が國では立ち打てできないところの有効適切なる輸出振興対策をやつておりますので、そのうちの二、三でも実現して頂きたい。二ヶ所で三名でもコストを下げるようにして頂きたい。こう申上げておるのであります。大体そんなのが現状であります。

○参考人(倉田主税署) 今お話をございました機械、二重価格製品の輸出の不振の原因でありますものは、勿論コストの高いことであります。これは私ども先ほど申上げましたように重工業輸出振興会というのを作りましたのも、如何に下げるかということによってこの輸出を促進しようというので発したのであります。私どもは勿論自力で二割下げたい、これは希望ではあります。併し原料が何としても下らなければ……。この造船を除きました機械工業と言いますか、そういうものの原料の割合が四割乃至六割くらいを止めおります。これがやはり高いとすることで全体の値段がどうしても下らない。自力で仮に二割下げましても、本当に一割に当らないということになりますので、どうしても原料方面などと話合いをしなければいかんと、で、製鐵業者さんと話合いをしまして、輸出するものに對しては特別には

す。ところがその後情勢が変りまして、そういうこともできないような形になつて参りましたので、どうしてもこの方面もやはり合理化して下げてもらうというようなことが私どもの切なる願いであります。それと同時に先ほど御指摘のありましたお役所のかたにお願ひしまして、もう繰返す必要もないと思いますが、輸出入銀行の業務拡張いろいろの我々の原価の下るようない方策の施策、並びに通産省でお話のありましたようなものを加えて頂きますならば、私どもが今海外において競争に負けているものが大体十四%前後であります。ものによつては二〇%を越すものもあります。或いは又販段が我々のほうは安くとも、注文のとれないものもあります。これらは通商協定等によつてこれを補い、又販段が安くても注文のとれないものには、技術方面の宣伝、或いは向うの認識が足らぬものもあります。これらは今の重機械技術相談室の活躍によつて、これは何とか宣伝し、實際よく見せるというようにしたい。ちよつと先ほど手前みそを申上げましたが、私ども戦前輸出しておりましたタイ方面の車両、インド方面の車両のごときは今日もなおその評判がよろしくて、行けばすぐ我々の製品を指定してくれるというくらいになつておりますが、残念ながらいろいろ発注機関の下に行きますと、向うの政治性を以ていろいろと困難な面に逢着しますので、すでにきまるといつたようなものがもう一年も遅れて、又今調査団が来て、これは世界各国をめぐるわけです。そしてこれの最後の結論というようなこともありますて、なか／＼値段だけでも行かない面が多く

多あるといふことも御了解頂きたいと思ひます。

○森下政一君 丹羽さんに伺います
が、各政党にお出しになつてゐるいろ
いろな御要求、これはすでに印刷した
ものがお手許に残つておりますか。

○参考人（丹羽周夫君） 今もたしか持つておると存じますが、今日は遺憾ながら一番大きな鉄鋼関係だけを忘れて参りましたが、その他税制上の特措置による新造船船価低減効果の測定といふものを持っております。これはじかの要望書じやございませんので、こうやつて税法の上でいろいろやつて頂いたならば、どのくらい原価が低減するであろうということでお書きしたものであります。要望書そのものは持つて参りません。何なら早速お届けしたいと思ひます。

○森下政一君　若し印刷されたものが
あつて残部がございましたならば、大
蔵委員の諸君は恐らく皆さん要るだろ
うと思いますから、そういう材料を頂
けたら大変結構だと思います。
○参考人（丹羽周夫君）　承知いたしま
した。事務当局のほうから早速お届け
いたします。

○森下政一君 同時にこの御説明なり
御意見なり伺いましたて、例えはタン
カーの場合はイギリスの値段と比較し
て九%、或いは倉田さんのお話により
ますと一四%くらい高いということで
すが、その原価高ということを何とか
解消しなければ、これを何とかしなか
つたら輸出しようと思つてもそれは無
理だと思う。根本はそこだと思うので
す。だからそういう点ではやはり業者
のあなたがたの実際にそろばんをはじ
いて競争場裡に伍して入札をやつて行

く皆さんがたの体験を通じこの要求がどこにあるのだということを聞かして

もらつて、これを政府に向つて私ども協力して何とか途を打開して行くといふのでなければ、これは折角輸出入銀行を作つても何にもならないのぢやない

いか、こういうようにも思ひます。どうぞお願ひいたします。

○菊川孝夫君　皆さんからいろいろお教え頂きましたし、又我々のほうからもお聞きしたのですが、私最後に一点丹羽さんと倉田さんに伺いたいのは、今新聞雑誌、言論機関を通じましてそれをそれれ論議をされておりますが、中共との貿易の問題でござりますが、これも輸出入銀行の副総裁が言われましたように、「二二」、「二二」が非常に大事なときだ、ここ一二年を逸してしまふと殆んど向うに占められてしまう。

ところが一番お隣りで、大きな国で、而も需要が多いと我々常識的に考えて見なければならないのですが、そこへソヴィエトの品物がどんどん入つて来てしまつて、あと話がついて日本が乗り出そうと思つた時分にはソヴィエトの技術、ソヴィエトの品物ばかりで輸出して行けんという事態になることを一番憂慮するわけですが、勿論共産党はいやだ、共産主義はいやだということをとと、商売ということを業界のほうはどういうふうにお考えになつておられるか、調査もしておられるのか、これらの一連の見通しについて、造船にいたしましても機械にいたしましても需要はあり、今後は相当売れるのではないか、昔の支那と今日の中国とでは大分認識を変えなければならんのじやないかと私は思うのですが、私はこれらについて業界のほうでは調査をしておら

れるのか、或いはまあこれは素手で向
つておられるのか、二の点一つを同、

方法その他について非常に私どもは不便でありますし、完全な調査ができないという感想を持つております。なおいろいろの隠れた機関その他によつて承知いたしております方面から、ほかの国が相当輸出しておるであろうというような想像もいたしておりますし、併し私どもとしても何か許可品目の中は我々の製品が許されるならば許してもらいたいというような希望は持つております。又そうでなくとも何か香港あたりを通じて相当の物が出ておるようになります。又そでなくとも何か香港まで来て販売する者もおられます。それで、香港に来て販売する者もおられます。それで、香港に来て販売する者もおられます。

すから意つてはおりませんが、今具體的にこうするというところまでは行つております。併し数量のごときは非常に大きなあれはマークettでありますたために相当これに関心を持つております。

ませんが、残りは殆んど香港と台湾に集中してゐます。なかんずく、香港二

一番集中しております。只今でも香港から新造船の引合もあれば又修繕船もある、具体的に只今でも相当やりつづあるのであります。台湾も同様であります。

ります。従いまして若し中国というものが自由になり、且つ我々の方面へ造船關係の仕事をしてもよいというような状態になりますれば、恐らくあれだけの四億の人間を擁し、且つ恐らく自國船で相当の物資を運びたいと思うのは当然であろうと思うのであります。が、船舶工業というものは相当潤おうのはなからうかと存じておりますが、何分船舶なんというものはまあどういふに考えますか、相當の国力に關係のあるものであろうと存じますので、今では到底我々はそこまでは手が

出ない、引合も全然ございませんし、
もた若干漁船を造らんか、小さな二百
トンとか五十トンとかいう漁船を造ら
んかという話が曾つてございましたり
しますが、今修造船すら殆んどないと
いうような状態でござります。従つて
希望することは当然でございますけれど
ども、到底我々のほうはそこまで考
えていないのであります。

○菊川宰夫君 もう一点だけ。これは
まあ各国と競争を作るようで変だと
は思いますが、船をこしらえてからと
いうこと、もう一つは造船設備とい
い問題で、ここでそんなことまで論じ
ておつてはこれはきりがないと思いま
すので、それ／＼考え方は違つた考え方
を持つておりますので、この点は私
省略することにいたしますが、中国の

みならず東南アジアにいたしまして
も、アインリーソン二、三ヶ月の間、

船設備そのもの輸出するには、これらについての引合いうようなことはないのかどうか、こういう点についてお伺いたいのです。

○参考人(丹羽周夫君) 終戦までは御承知のように私どものほうの会社ではつきり申上げますと、三菱造船株式会社であります。上海に当時の中華民国としては唯一の造船所であつたところの江南・ドックというものを我々のほうの会社でオペレイトいたしております。それは今何かやられておるやに聞いておりますが、大した生産はやつてないじやないかと想像いたしました。そんなことでありましたが、只今では最近石川島重工業さんが曾つて我々のほうの会社でオペレイトいたして

おりました基隆ドックというものと特
殊契約いたしまして、あそこでプラン
ド輸出の造船設備を整備をされ、あそ
こを通してブランド輸出をしたいとい
うことで着々やつておられるや聞い
ております。

次に造船所を是非造りたいと言つて
私どものほうに要求のありますのは先
ず第一番にタイ国であります。一昨年
私は見て参りましたが、タイ国海軍が
曾つて持つておりました、バンコクタ
イに造船所がございますが、これが老朽
化しておる、これを非常に新しくした
いというのでやつてくれという話があ
つて、今取りあえずは技術援助の程度
のことをやつております。できれば合
併会社にしてくれんかという話がある
のであります。技術折衝には入つてお
ります。なお又造船会社はメキシコに
一つ造船所を造りたい、造つて貰ふと

いう話で人も行かれ、且つ只今相当具體化して折衝しておるやに聞いております。又もう一つアルゼンチンに一つ造船所を造りたい。南米という国は御承知のように船を非常に欲しがつております。従つて造船所を欲しがつておられます。ですが、今殆んどないのであります。従つてアルゼンチン、ブラジルあたりも造船所が欲しいということで、盛んにこの造船所建設としてのプラント輸出の相談があるが、要請があるが、また併し本当のどれも実現はいたしておりません。基隆ドックが実現した恐らくただ一つのものだらうと思います。

○菊川幸夫君　もう一つ極く簡単に、今イギリス、ドイツ等の技術面と比べまして割高、品物の値段が高いということは、今お話をありますてわかりました。が、やかましく言われておると承知しておりますが、技術面において見劣りするかどうか。例えば発電機であるとか、船であるとか、車両であるとか、機関車にいたしましても、俗に戦前は日本の國鉄は世界一だと言い、或いは連合艦隊は無敵艦隊だと言つて国民に知らせて、技術はいいんだいいんだとこう言つて来ましたが、戦争に敗けてアメリカのいろいろな機械文明に接してみると、とてもこれでは技術は世界一とは言われない。卑近な例をちよつと申上げてみますと、時計一つにいたしましても、せめて精工舎の時計はもう少し狂わんような時計ができるかもよいと思う。時計一つ比べてもスイカス製もある。今日におきましても時計はスイスに太刀打ができるない。スイスはアメリカでも太刀打ができないのですが、極端な例をとりましても、あの安全剃刀の刃一枚にしましても、日本

の剃刀で十ペん剃れるのに、アメリカのジレットだと二十ペん剃れるのです。従つて鉄道の方面、造船その他におきましても、それらは大きな動きがないといったとしても、相当そこに落ちるというところが、実際の面として落ちる面があるのじやないかといふ疑問を我々持つのであります。それが丹羽さん、倉田さんは戦前からそこの状況にタッチしておられました。我が国の権威者であります。その点率直に申上げまして、これは負けないという自信がおありになるかどうか、むしろ優秀かどうか、この点について一つお伺いしたいと思います。それが輸出に非常に影響するだろうと私思います。

おると思つてはおりません。併し今
原料方面から来る問題は、これは甚だ残念ながら、例えば大きな発電機のローダー・シャフトを一本打ちますのに、日本の造船技術を以てしてはどうとも満足なものが直ちにできない、一つを造るためには數本乃至十本を打たなければいいものができないということは、今まで我々の技術でその判定をしておりましたために、判定の基準といふようなものは非常に躍進して参りました。そういう目で見ますと、從来はそれで間に合つておるものだと、いうようなものでも、この輸出ということを考えれば、どこの製品にも負けない製品を作りたいといふようなことがあら、そういうことが違うんだが、良心的に気が済まんといふことからそういう結果が出る。水力の発電機や水車を造りますにしましても、従来はただ設計をして造るといふくらいの考え方であつたのが、私どもそれじやいかん、どうしてもここにモデルを造りまして、キヤバシテーションの試験をして、その試験で立派なモデルを完成して、それを製品にして渡すというところまで参りますと、これはもう決して負けない。今私どもが工場に持つております五〇メートルのキヤバシナーシヨンの試験装置は世界に有数なものでござります。それから火力におきましては、これは高温高压といふような方面に行きますと、なかなか今の材料問題で太刀打ができない問題がございますが、これは特殊の材料を特別にいたしましたれば、あとはそんなに劣つてゐるとも思いません。

通りであります。造船につきましては、先ほど申上げましたように注文国という点から言いますと、諸外国の税制上の措置でリベリア、モロッコ、パナマ、というような国籍の船がたくさんあつたことをお気付かだらうと思います。それは実は大部分はアメリカであります。その他フランス、イギリス、デンマーク、エーデン、ノールウェーといったよたよたな、いわゆる准準国とも称すべき國からの注文が大部分であります。従つて彼らは日本の造船技術を信用して貰るのであります。

一番簡単な例として実例について申上げますと、これは私の会社で造りました船で恐縮であります。スタンドード・ヴァーキュームという会社、世界第一の会社である石油会社があります。それから二隻一昨年注文をもらいましたして、一隻はすでに二、三ヶ月前に引渡しをしまして、他の一隻は近々引渡すでござりますが、この船は陸上の火力発電所といたしましても稀なく、高い高圧高温の蒸気を持ち、いろいろな機械部や何かが自動装置になつております。それで、人間は殆んど手を掛けていても動くといったような非常に世界的最高級の船であります。ところが先ほど倉田さんのお話のように主機籠、つまり籠だと、或いはプロペラを動かすタービン機械だと、造船業がもちよつと触れましたが、造船業がいっぱいの船を造るために社外に注文いたしましたのは、殆んど何も問題はないのですが、注文の種類が二百二十種くらいあるのです。同じものを二、三軒に分けて生文をいたしますので生文書を書いて

く分量は一千枚を越すのであります。そのうちの鉄鋼とか大きな機械類といふものは、これは大企業によつて造られておりますが、大部分は日本の工業の特異性といたしまして、中小企業のものは遺憾ながら中・小企業の合理化が伴わないのであります。これらによつてつまらない部分がそれ／＼試運転のとき、或いは引渡してから故障が起つては、それを我々の手で止むを得ずこれから出張して或いはドックを調節して直していく、こういう状態であります。これらの中・小企業のものは中・小企業によつて造られてゐることが原因の主なるものであります。昨年見て参りましたのはどうかと申しますと、これは日本ではこれらのが中・小企業によつて造られておるところが原因の主なるものであります。これが補機……、補機というものは大企業によつて造られておる、従つて製品もよい、それから値段も安いところが、これが相当に大きな問題であります。これが相当な問題であります。昨今私どもはいろいろな方面で、お役所としましてあげて問題にしているのであります。同時に政府或いは各政党に要望を申上げる要望の中にも中小企業の合理化、合理化という意味じやなくて、技術的な合理化ということを非常に取上げて問題にしているのであります。これは政治的な問題の中にも中小企業の合理化といふ問題を取上げておるのでもあります。これが一番関連産業の最も多い造船工業としては問題であらう。なほ火力発電所でも、これを造られた人は多分御同感だらうと思ひます。これが一番関連産業の最も多い造船工業としては問題であらう。なほですが、同じような点があります。簡単にござりますが……。

に、よくわかりましたが、今もお詫びが
ありましたように出血受注といいます
か、相当出血して仕事を取る。そうい
う関係上中小企業にあなたがたのほう
で又注文をされる場合に、或る程度叩
かれる。出血をするとか、或いは手形
がどうとかということをよく言われて
おるのでですが、こういうことは三菱さ
んあたりはそういうことはないだらう
と思うのですが、頭を叩くものですか
ら、従つてこれを受けるほうでもどこ
かで手を抜いて、余りえらい出血する
ことはできないということで、犠牲が
そちらにしわ寄せせられる関係上、従
つて納品に欠陥が出て来るという面も
大分あるんじやないかということよなふ
うに思うんですが、そういう点の嫌い
はないですか。

は由れません。

○菊川孝夫君 その点につきまして、

すと、これは最近、昨今流行の日本全般を覆つておる風潮でありまして、誠

に悲しむべきことであります、銀行にて金を借りて行くときは、必ず御詔

待をしなければ貸してくれん。それから大企業で生文をもらへて行くことは、

担当者を御招待をしなければならぬ。その招待費も輸出の中に入つてお

るというような、こういう嫌いがあるのではないか。これは又国外に河する

のいじめたいが、これが又自外に何である場合にはやはり呼ばなければならぬ。こういう悪い習慣が貴ぞ國であら

いふに、悪い習慣が養はれておりながら、その面だけは非常に繁昌してゐる二、三ことは、お互い、二反対しな

れるということは、お互いに反省しなければならない問題だと思うのです

の銀行における融資の場合、或いは大企業が中小企業に対する発注の場合。

企業が自ら小企業に対する発注の場合も、そういう嫌いが非常にある、全般として。これはむろん宅配の会社がそうであ

「これはお寺さんの全権がそうであると言うのではなくて、これらの点は用当成々は又省へなければならぬ」と

木戸義介は反省しなければならないと思うのですが、これらはお気付になつて、もう一歩は余裕な、の三といふ

これは日本人全般の問題として考定な
ことは言い切れないと思うのですが、

ければならないと思うのですが、先ほ
ど、わたくし輸出入銀行が國の血税六、

といふべく、軒出方銀行が國の血税を
平林さんの言われたように使う場合
に、一つ寄せ：一般國民二、三つとそ

はしづきせが一般国民にかかるて来る
という結果になるのではないかと思
う。三十日、二月の二日、一月の

なたがたの属しておられる会社は別と
考え下すつておるとは思いますが、一
つこういう嫌いを何とかしなければな
らないのじやないかということを、あ

○参考人(倉田主税君) 私、全般を批評することはどうもできないのであります。が、業界を代表していろいろな会合等で金融なら金融問題対策といふのをやつておりますと、困難であるということは十分承知いたしますけれども、然らばそういうことが現実に行われておるかどうかというようなことは、勿論あるんであります。なぜならばそういう声があるわけはないんですね。ですが、私どもはできるだけそういう中に入つて、業界として金融のお世話をするというようなこともやつたことはありますし、それからまあ我々自身としても本当にそれは本当の知り合いとしての交際程度はやりますが、ここにいらしゃる山際さんとのころに始終昼飯に呼ばれる事はあります。でも、こちらから呼ぶことはないのであります。その点は一つ御了承を願いたい。

いを細君に持つて行つてやるくらいで、向うから来るときには、そんなお土産を持つて来たことは殆んどない。これは日本人、東洋人の悪弊であると考えます。勿論これが改たまればこれに越したことはないと思います。

○齊柳秀夫君 大分時間が経つておりますから、一言だけお伺いいたします。国際の経済情勢も非常に複雑で、輸出の競争ということは極めて激甚でござりますから、輸出入銀行なり、輸出に御関係の皆様の御苦心も極めて多いことと思います。是非一つ日本のために御努力を願いたいと思います。

そこで私がお伺いいたいのは、この為替銀行にも関係がございますが、外国為替に関する専門の銀行と言いますか、そういうものが現在必要になりますか、そういうものが現在必要になつて来たのではないか。これに対する政府のお考え、又折角千金良さんもおいでになつておりますので、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 現在のような情勢の下におきましては、貿易、殊に輸出を振興いたしますために、この金融的バックになります為替銀行を整備育成強化いたして参らなければならることは緊要だらうと思います。そのため先年いろいろ構想を練つて参つておつたのであります。現在私どもいたしましては、この育成強化いたしまする問題につきまして、その唯一の方法ではありませんが、幾つかの方法の一つとして、やはり為替を専門に扱う銀行を育てて行くことが必要でないかという考え方方に到達しております。その場合において、これをどういう形でそういう為替を扱う専門銀行を作つて行くかにつきましては、方法

はいろいろあると思います。例えば行政上の措置で以てこれをやつて行くか、或いは何か特別な法的措置を講じてそういうのを作つて行くか、これらについていろいろ議論があると思いますが、私どもいたしましては、現在までのところでは、何かやはり法律的な措置で以てこういつた外貨為替を取扱う専門銀行を育てて行くべきが必要ではなかろうか、という考え方方に現在のところは到達しております。併し何分にも法律を作るという問題につきましては、各界の御意見も十分伺いたいと考えております。金融界並びに貿易に關係のある貿易商社のかたへ、或いはメーカーのかたへ、の御意見も十分伺つた上で、今申上げましたよな方向において考えて参りたいと、かように存じておる次第でございます。

新らしくスタッフを揃えるというようなむだなことをこの際しなくて、十分貿易の伸張は賄え得ると思つております。

○小林政夫君 基本だお疲れのところ恐縮ですが、質問を一人独占したらいかんと思つて控えていたのですが、先ず一点お伺いしたいのは、特に業界のかたに御質問したいのです。最初のお話を聞いてみると、もう殆んど何らの助成措置を講じなくともどん／＼輸出ができるというようなお話であり、だんだん聞いてみると、助成をするということが前提で輸出をする。今の造船の問題についても我々はこういうあうな助成措置を講じてもらわなければ困るのだという強い陳述をされておりながら、最初のお話ではどん／＼注文はありますというようなお話で、一体どつちが本当なのか迷わざるを得ないという気持もあるのですが、いろ／＼今日それ／＼のお立場から率直なる御意見がはつきり出なかつたと思うのですが、今のそういう点については、私はどうしても前提があつて、まあ業界から訴えられている輸出助成措置をやつてくれるならばどん／＼輸出ができる。現状では相当困難なんだという見通しじゃないかと思うのです。それが一点点。

て、そうして今の中小企業の振興と言つたつて、技術指導もさることながありませんから、非常な金詰りという問題を解決しなければ、御説のような合理化等はなかなかむずかしいのではないか。而も長期安定した金を流して行くことが必要だと思います。そういつた点から、むしろこういう余裕金を以て当面中小企業金融公庫あたりを強化して行くことにも必要じやないか。併し私は、全くその輸出入銀行の金を取上げるというのではなくて、必要な場合にはどうく出せる仕組を考えて、そういう措置を講ずるべきだと、こういう気持を持つているのですが、それについての業界の御意見をお伺いしたい。

○参考人（丹羽周夫君）　このままで駆け放しのと申しますが、現在の瞬間ににおいては、我が国といたしましては、輸出振興対策は零であると、こう申上げていいと存じます。すでに二、三年前からイギリス、ドイツあたりでは、フランスも同様、イタリーも同様蕭条とやつてゐる。そうして我が國は外傷獲得の面でじり貧になりつつある。これは私は事実だらうと思います。従つてこれをやるのは国家の至上命令でもありますし、又昨今各政党、各官庁その他では相当取上げておいでになりますので、私はこの実現を若干の期待しているものであります。若干でも期待すればそれだけでも出血は減らすのであります。併しながら業界はみなから、の営業を続けるという意味もあつて、例えば一ぱい二十億の船の中で二億、三億、三億までなるものがあると、どうかはわかりませんが、それに近づく

ロスを覚悟してでも実現しようとしている。而もそのアマウントが、今の瞬間ににおける私の想像でありますと、少くとも五十億やそこらは極く最近にきまるのではないかと、こう思つてゐるわけであります。併しこれじやいかんので、どうしても一つやらなければならん。併しもつと激しくこのまま推移すれば、ロスを覚悟してやつて行くかどうか、これは会社の存立にも関係しますので慎重に考慮して見なければなりませんが、単に船ばかりでなく、ほかのプラント関係もありましょうし、私は船だけでも只今でも四、五十億のものは目の前に並下つていると申上げたのでありますと、それらは皆出血であります。併しこれを防ぐ防がんはこれは国の問題であります。このまま推進していくかどうかということですであります。ただ私一つ御了解願いたいことは、先ほどから、取上げてしまふといふものではないということですから、これはよろしいのでありますと、が、輸出入銀行がいつ何時でも出してやるぞという銃後と申しますか、背後のギヤランティがない限り一切商談されることすらできない。こういう場合におきまして、その意味におきましても昨年度までくらいの実績を持つために今は今持つているくらいの金ですから足らんということを申上げたいのであります。いつそれが成立つかわからんが、今でもあら下つてあるやつがあるのでありますから、その意味において十分なお金を積んでおいて頂きたいということを申上げるのであります。

うとしておる助成策というようなものは是非とつて頂きたい。それによつて合理化を忘れてはいかんのだ。自分で三割も開いておつたものが一割五分前後まで詰つて来た。ここで助成をしてもらつたならば伸びるのだということを申上げたつもりであります。それが三割も開いておつたものが一割五分前後まで詰つて来た。ここで助成をしてもらつたならば伸びるのだということを申上げたつもりであります。それからその金を中小企業に廻して、中小企業がよくならなければ行かんじないかという御説、これは中小企業を助成育成して頂くということは誠に結構だと思うのであります。併しながら輸出入銀行の資金がこの輸出の方面に融資されますならば、それは必ずや中小企業にも潤つて行くし、廻つて行く。これはやはり私も仕事の系列において育成助長するというような気持がなければ日本の産業も伸びないじやないかというふうに考えております。

の平林委員の御要求によりまして、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に關連して、明日の本委員会に参考人として日本開発銀行の理事中山素平君の出席を求めるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十八分散会

七月四日予備審査のため、本委員会にて左の事件を付託された。

一、通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法(昭和十五年法律第四十
三号)の一部を次のよう改正する。
第十二条ノ二第三項中「百円」を
「三百円」に改める。

第十二条ノ四第一項及び第二項中
「通行税ノ税額」の下に「(当該税額由
一部ガ通行税ノ税額計算ノ基礎トナ
ルベキ事実ニシテ隠蔽又ハ仮装セラレ
キハ当該隠蔽又ハ仮装セラレタル事
実ニ基ク税額トシテ計算シタル金額
ヲ控除シタル税額)」を加える。

附 則

2 改正後の通行税法(以下「新法」という。)第十二条ノ二第三項及六
第十三条ノ三第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から施行する。

• 93 •

第八条第二号中「第四条」の下に
及び第七条の二】を加える。

第十七條第一項本文中「並びに第四条の規定により」を「第四条の規定により」に改め、「支給すべきこととなつた後、」の下で「並びに

「条」の下に「若しくは第七条の二」を加える。
第二十条中「及び第四条」を「、第四条及び第七条の二」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改
正)

第二条 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一
部を次のように改正する。

3 金額の算定の基準となる仮定俸給について、改正後の特別措置法別表第一に掲げる仮定俸給による。

置に関する法律案
昭和二十三年六月三十日以前に
給付事由の生じた国家公務員共
済組合法等の規定による年金の
特別措置に関する法律
(国家公務員共済組合法の規定に
よる年金の額の改定)

給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律

昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の一〇〇・九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

2
改正後の旧令による共済組合等からのからの年金受給者のための特別措置法(以下「改正後の特別措置法」という。)第七条の二の規定は、日陸軍兵器廠職工扶助令(明治三十五年勅令第百九十一号)の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者(昭和二十一年八月十五日において同令に規定する定期職工として満二十五年以上就業していた者に限る。以下「二十五年以上就業の定期職工」という。)については、昭和二十六年一月分以後の年金から、その他の者については、昭和二十八年四月分以後の年金から適用する。この場合において、昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日までの期間に係る年

組合員がその資格を喪失しない際、は、育手当金を受けている場合においては、組合員として受けることのできる期間継続してこれを支給する。

4
前項の規定は、昭和二十六年二月一日において現に国家公務員共済組合法の規定による共済組合の組合員である者、又は改正後の特別措置法第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者で、二十五年以上就業の定期職工に該当するものについて準用する。この場合において、前項中「昭和二十八年四月一日」とあるのは、「昭和二十六年一月一日」と読み替えるものとする。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措

の支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらのが年金と異なるものについては、大蔵省令で定めることにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

一三三	一〇、三〇〇
一四二	一一、〇〇〇
一五〇	一二、二〇〇
一五八	一三、〇〇〇
一六七	一四、〇〇〇
一七五	一五、〇〇〇
一八三	一六、〇〇〇
一九二	一七、〇〇〇
一九〇	一八、〇〇〇
二〇〇	一九、〇〇〇
二一七	二〇、〇〇〇
二二七	二一、〇〇〇
二三三	二二、〇〇〇
二五〇	二三、〇〇〇
二六七	二四、〇〇〇
二八三	二五、〇〇〇
二九〇	二六、〇〇〇
三〇〇	二七、〇〇〇
三一七	二八、〇〇〇
三三三	二九、〇〇〇
三六〇	二一〇、四〇〇
三六〇	一二一、二〇〇
三六〇	〇〇〇

別表第二

備 考	障害の等級						年 金 額
	一	二	三	四	五	六	
障害の等級の区分について は、大蔵大臣の定めるところ によること。	一、 ○○○○○○	二、 ○○○○○○	三、 ○○○○○○	四、 ○○○○○○	五、 ○○○○○○	六、 ○○○○○○	一一六、 ○○○○○○円

障害の等級の区分について
は、大蔵大臣の定めるところによる。

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律

(国家公務員共済組合法の規定による退職年金、廃波年金及び遺族年金の額の改定)

第一条 昭和二十七年十月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十

九号。以下「共済組合法」という。の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四条の

一の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む)について
は、昭和二十八年十月分以後、そ
の年金額を左の各号により算定し

備考

日 基礎俸給がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の旧基礎俸給に対応する仮定俸給による。但し、旧基礎俸給が四〇円未満の場合においては、その俸給の一三〇倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、旧基礎俸給が三六〇円をこえる場合においては、その俸給の六一・一一倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給とす

年金の額の改定)

第一条 昭和二十七年十月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定による退職年金・磨耗年金及び遺族年金(同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第十九号)。以下「昭和二十八年法律第十九号」という。第一条の規定により改定された年金(次条第一項に規定する年金を除く。)については、その年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第一条第五項の規定により從

4
前の年金額をもつて改定年金額とする。

(旧令による共済組合等からの年金の改定による年金額の改定について準用する。)
第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定)

前年の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第
一項から第四項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準とされるべき同法別表第一の改定俸
給額に対応する別表の改定俸給額を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額
号に規定する年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃業年
金又は遺族年金とみなされたもので、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれら
の年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によ
るこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみな
して、同法の規定を適用する。
3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、その年金額が從前の年金額より少いときは、
従前の年金額をもつて改定年金額とする。

(公務に因る傷害又は死亡)を給付
事由とする年金の額の改正)
第二条 共済組合法第九十条の規定
による年金のうち、公務に因る傷
害又は死亡を給付事由とするもの
については、昭和二十八年十月分
以後、その年金額を、昭和二十一
年法律第 号第一条の規定に
より改正された年金額の算定の基
準となつた同法別表第一の仮定俸
給(同法第 条第五項又は第六項
の規定により従前の年金額又は同
条第六項に規定する別表第一の年
金額をもつて改定年金額としたも
のについては、同条第一項から第
四項までの規定により年金額を改
定した場合においてその改定年金
額の算定の基準となるべき同法別
表第一の仮定俸給)に対応する別
表の仮定俸給を俸給とみなし、共
済組合法第九十条に規定する従前
の法令の規定により算定した額に
改正する。

金及び遺族年金に相当する年金については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を、昭和二十八年法律第一号第二条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第二条第四項において準用する同法第一条第五項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第二条第一項から第三項まで規定したものについては、同法第二条第一項から第三項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給）に対応する別表の仮定俸給を適用して算定した額に改定する。

前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金と異なるものについては、大蔵大臣の定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十九年一月分以後、その年金額を、昭和二十八年法律第一号第二条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第二条第四項において準用する同法第一条第五項におい

る同法第二条第五項において準用する同法第一条第六項の規定により從前の年金額又は同様第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第二条第一項から第三項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給）に対応する別表の仮定俸給を適用して算定した額に改定する。

ときは、第三十四条の五の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

第四十三条の二 公社は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

(予算の繰越)

第四十三条の三 公社は、予算の実施上特に必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十三条の四 削除

第四十三条の五第一項中「大蔵大臣に送付」を大蔵大臣及び会計検査院に提出に改め、同条第二項中「交付」を提出に改める。

第四十三条の六を次のように改める。

(収入支出等の報告)

第四十三条の六 公社は、政令の定めるところにより、毎月、第三十五条の規定により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

第四十三条の七中「七月三十日」を「六月三十日」に改める。

第四十三条の九第一項中「決算完

結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書に改め、同条第二項中「決算報告書及び財務諸表」を

「報告書及び財務諸表」に改め、同条第三項中「報告書類」という。)に改め、同条第三項中「決算報告書」を「報告書」に改める。

第四十三条の十第一項中「決算報告書及び財務諸表」を「決算書類」に改め、同条第二項中「決算報告書に添附して、」を「決算書類を」に改める。

第四十三条の十三第一項第一号中「無形資産及びたな卸資産」を「及び無形資産」に、「歳入金」を「収入金」に改める。

第四十三条の十八を次のように改める。

(現金の取扱)

第四十三条の十八 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令の定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

第四十三条の二十一に次の一項を加える。

2 前項後段の規定は、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、適用しない。

第四十三条の二十三第三項を次の

ように改める。

3 公社は、大蔵大臣の承認を受けて、第一項に規定する事務の取扱の区分を定めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十七条の改正規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の日本専売公社法(以下「新法」という。)第三十四条から第三十六条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十三条の六の規定は、昭和二十九年度の予算から、新法第四十三条の七、第四十三条の九及び第四十三条の十の規定は、昭和二十九年度の決算から適用する。

3 日本専売公社の昭和二十八年度の専賣納付金の納付についての新法第四十三条の十三の規定の適用については、同条第一項第一号中「収入金」とあるのは「歳入金」と読み替えるものとする。

4 日本専売公社の昭和二十八年度の予算並びに昭和二十七年度及び昭和二十八年度の決算については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から施行する。

正する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律

(関係行政機関等の意見の聴取)

号)の一部を次のよう改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第七条 国が、条約第一条に掲げる目的を遂行するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要がある場合において、合衆国に対して当該財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係ある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞くなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。